

令和 7 年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

《目 次》

- 第 1 償却資産の申告について 1 ～ 3
第 2 償却資産のあらまし 4 ～ 12

償却資産申告書の書き方

- 1 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 13 ～ 14
2 種類別明細書(増加資産・全資産用) 15 ～ 16
3 種類別明細書(減少資産用) 17 ～ 18

法定申告期限は、令和 7 年 1 月 31 日(金)ですが、事務処理の都合上、なるべく【1 月 20 日(月)】までに提出していただきますようご協力をお願いします。

※初めて申告される方は、償却資産を所有されていなくても「資産なし」と記入した申告が必要です。
※廃業又は他市へ転出された場合は、廃業（又は転出）した旨の申告が必要です。
※申告書への押印は不要です。

〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号

三原市 財務部 資産税課(本庁舎 2 階) TEL0848-67-6039

※申告書のご提出は、本郷支所・久井支所・大和支所でも受け付けています。

第 1 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年1月1日現在、三原市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（三原市内で貸し付けている資産も含む。）を所有している法人又は個人

2 書類による申告等の提出方法

〈申告方法〉

(1) 一般方法

前年中に増加又は減少した資産を申告していただき、評価額等の計算は、三原市で行う方法です。なお、令和6年度が免税点未満（申告対象となる資産の合計課税標準額が150万円未満）の方で、令和7年度申告の償却資産に増加や減少及び廃業等の異動がない場合は申告不要です。

(2) 電算処理方法

賦課期日（1月1日）現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算したうえで申告していただく方法です。（異動の有無にかかわらず、申告が必要です。）

〈提出書類〉

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和7年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書 第26号様式 (P13参照)	種類別明細書 増加資産・全資産用 (P15参照)	減少資産用 (P17参照)
一般方法	初めて申告される方	●		●	●	
	増加又は減少した資産のある方		●	●	●	●
	増加又は減少した資産のない方			●		
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方		●	●		●
	償却資産を所有されていない方			●		
電算処理方法	初めて申告される方	●注1		●注2	●注1	
	前年以前に電算処理方法により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			●		
	償却資産を所有されていない方			●		

注1：電算処理方法で申告していただく場合は、資産ごとに評価額、課税標準額等を算出し必ず記入してください。（特例対象資産は、課税標準額が特例率を加味しているか確認してください。）

注2：償却資産申告書（償却資産課税台帳）の評価額（ホ）、決定価格（ヘ）及び課税標準額（ト）の欄は、必ず記入してください。

◆郵送で提出される方で、申告書控えに受付印の必要な方は、必ず「償却資産申告書」の写しと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。これらが同封されていない場合は、返送することができません。

◆申告書控え・増加明細書が複数枚必要な方はコピーをお願いします。

（三原市のホームページ「検索コーナー」・「組織でさがす」の「財務部 資産税課」のページからダウンロードできます。）

◆資産の評価額等が必要な方は、固定資産課税台帳の閲覧申請（手数料200円）をお願いします。

3 番号法に定める本人確認の実施

マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は本人確認資料の写しを添付しご提出ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

番 号 確 認 資 料	「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等
身 元 確 認 資 料	①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） ②「三原市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

イ 代理人が申告書を提出する場合

本 人 の 番号確認資料の写し	「本人の個人番号カード」「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等
代理人の身元確認資料	「代理人の個人番号カード」「代理人の運転免許証」「代理人の旅券」 「代理人の税理士証票」「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等
代 理 権 確 認 資 料	「税務代理権限証書」「委任状」等

4 電子申告による申告データ等の提出方法

eLTAX（地方税ポータルシステム）により、所定の手続きにしたがって、申告データを送信していただく方法です。送信された申告データは、ポータルセンタを通じて申告先の市役所に配信されます。

※ 電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得されたうえでeLTAXのホームページから利用の届出を行い、地方公共団体の審査を事前に受けていただくことが必要です。

※ 三原市では、前年度までに申告した資産等が入力された「プレ申告データ」の送信は行っておりません。

〈申告方法〉及び〈提出書類〉は、1ページをご参照ください。

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、eLTAXヘルプデスクにお問合せいただくか、eLTAXホームページをご覧ください。

地方税共同機構

eLTAXヘルプデスク 電話 0570-081459（つながらない場合は03-5521-0019）

〔9：00～17：00 受付（土・日・休祝日と12/29～1/3は除く）〕

eLTAXホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>

5 相続・譲渡・合併等があった場合

相続・譲渡・合併等で資産が増減する場合は、減少する方・増加する方のどちらも申告の必要があります。全資産移動の場合は償却資産申告書の備考欄に、一部移動の場合は種類別明細書の摘要欄に、【〇〇会社へ吸収合併】【〇〇商事から全件譲受】【〇〇会社と合併】【相続】【〇〇に売却】等、資産の移動理由を記入してください。

6 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条（固定資産に係る不申告に関する過料）の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）の規定により罰金等を科せられることがあります。

課税処理は、現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

7 実地調査のお願い

〈調査目的〉

三原市は、償却資産の申告漏れや申告誤りを防止するため、「償却資産の実地調査」を行っています。調査へのご協力をお願いします。

〈調査概要〉

- ① 資産台帳や会計簿等の資料提供を求め、それらの書類審査により整合確認を行います。
- ② 書類審査に協力を得られない場合や書類審査で不明な点があった場合など、必要な場合は現地にうかがい現物確認等を行います。
- ③ 調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(原則として、地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

※未申告の事業者へは、申告を促すための催促等を行います。(推定による評価に基づき課税を行う場合もあります。)

〈根拠法令〉

○固定資産の実地調査

地方税法第408条(実地調査の実施)

○質問検査権

地方税法第353条第1項(質問検査権の行使)

〃 第354条(検査拒否等に関する罰)

第 2 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

【例】アパートの主な償却資産は次のとおりです
(建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です)



(2) 償却資産の種類(資産別)

資産の種類			具 体 例
1	構 築 物	構 築 物	門、塀、擁壁(土留め)、広告塔、舗装路面(駐車場舗装)、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設、その他土地に定着した設備
	建 物	建 物 附 帯 設 備 (建築設備)	1 プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 2 建築設備のうち償却資産として扱うもの(6ページ参照) 3 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は、償却資産(分離課税)として申告してください。
2	機 械 及 び 装 置		機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、化学装置、電動機・起重機、大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの(分類番号が「0、00～09および000～099」)、その他各種業務用機械および装置など
3	船	舶	客船、貨物船、油槽船、タグボート、遊覧船、ボート、作業船、台船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99および900～999」、非乗用の各種運搬具など (注)大型特殊自動車と小型特殊自動車の区別について - 次の要件を一つでも超えるものは、大型特殊自動車となります。 ①長さ4.7m ②幅1.7m ③高さ2.8m ④最高時速15km/h - 農耕作業用自動車については、上記①～③に関係なく、乗用装置があり最高時速35km/h以上のものが大型特殊自動車となります。 上記の要件をすべて下回るものは小型特殊自動車となり、軽自動車税の課税対象となります。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		ロッカー、応接セット、テレビ、冷暖房器具、冷蔵庫、パソコン、陳列ケース、自動販売機、複合機、看板、金庫、レジスター、監視カメラ、取付工具等

申告対象となる主な償却資産(業種別)

業 種	資 産 の 名 称
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装、内部造作等、看板(広告塔、袖看板、ネオンサイン)、LAN 設備、舗装路面、門、塀、外灯等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車等
娛 楽 業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、防犯カメラ、カード発行機等
料 理 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理 容・美 容 業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸し器、サインポール等
医 (歯) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、各種事務機器等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不 動 産 貸 付 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視施設、太陽光発電設備、電力引込設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐 車 場 業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備、(ターンテーブルを含む)、舗装路面、料金精算機等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
諸 芸 師 匠 業 貸 衣 装 業	楽器、花器、茶器、衣装等

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

(3) 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、家屋と一体となって家屋の効用を高める次のような設備が取付けられています。

電気設備・給排水設備・衛生設備・空調設備・運搬設備等の附帯設備

これらの設備について、固定資産税においては、家屋と償却資産に区分して評価しています。償却資産として申告対象になるかどうかは、次のとおり家屋と設備等の所有者の関係で異なります。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

◎上記附帯設備は家屋評価に含まれるため、償却資産の申告対象外です。

ただし、独立した機器としての性格が強いもの、また、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、家屋評価しないため償却資産の申告が必要です。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

◎賃借人(テナント)等^(※)が取付けた内装・造作及び附帯設備は、償却資産として取り扱い、賃借人(テナント)等が償却資産の申告をする必要があります。

(地方税法第343条第10項、及び三原市税条例第54条第8項)

^(※)「賃借人(テナント)等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

6ページ<家屋と償却資産の区分表>をご覧ください。

<家屋と償却資産の区分表>

※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設 備 等 の 内 容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建 築 工 事	内 装・ 造 作 等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●
電 気 設 備	受 変 電 設 備	設備一式		●		●
	予 備 電 源 設 備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		●		●
	中 央 監 視 設 備	設備一式		●		●
	電灯コンセント設備、	屋外設備一式		●		●
	照 明 器 具 設 備	屋内設備一式	○			●
	電 力 引 込 設 備	引込工事		●		●
	動 力 配 線 設 備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	電 話 設 備	電話機、交換機等の機器		●		●
		配管・配線、端子盤等	○			●
	L A N 設 備	サーバー、ハブ、ルーター、ケーブル等		●		●
	放 送・ 拡 声 設 備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		●		●
		配管・配線等	○			●
	インターホン設備	親機・子機、配管・配線、ボックス、ドアホン、集合玄関機	○			●
	監 視 カ メ ラ (ITV) 設 備	受像機（テレビ）、カメラ、配管、配線等	○			●
	避 雷 設 備	設備一式	○			●
	火 災 報 知 設 備	設備一式	○			●
給排水衛生設備	給 排 水 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		配管、高架水槽、屋内受水タンク、ポンプ等	○			●
	給 湯 設 備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		●		●
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			●
	ガ ス 設 備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		●		●
		屋内の配管等	○			●
空 調 設 備	空 調 設 備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	換 気 設 備	特定の生産又は業務用設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	運 搬 設 備	工場用ベルトコンベア		●		●
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○			●
その他の設備等	厨 房 設 備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
	洗 濯 設 備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド		●		●
そ の 他	そ の 他	外構工事一式（門・塀・緑化施設等）、カーポート等		●		●

家屋の種類（居宅・工場等）及び構造（木造・非木造）によって家屋評価しない設備があります。この場合は償却資産の申告対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

(4) 申告漏れとなりやすい資産

- ア 決算以後に取得された資産で未だ固定資産に計上されていない資産
- イ 建設仮勘定で経理されているが、資産の一部又は全部が1月1日現在において、事業の用に供することができる資産
- ウ 会社の帳簿に記載されていない簿外資産であるが、事業の用に供することができる資産
- エ 改良費のうち、資本的支出として計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
- オ 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修の行われている資産
- カ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産（貸し付け業としている場合は、事業・非事業にかかわらず対象です。）
- キ 青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して、即時償却した取得金額30万円未満の資産（下記の表④参照）

(5) リース資産の取り扱いについて

リース資産のうち、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則としてその資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。

リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。

ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、ユーザー（買主）が申告を行う必要があります。

(6) 少額資産等の取り扱いについて

償却資産において、地方税法の規定に基づき申告の対象から除外される「少額資産」は、

- ア 使用可能期間が1年未満であるもの又は、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの（下記の表①参照）
- イ 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの（下記の表②参照）
- ウ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額20万円未満のもの（下記の表③参照）のみです。

ただし、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象になります。（下記の表⑤参照）

(取得金額)	⑤ 個別に減価償却しているもの 等		
30万円未満			
	④ 中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5など)		
20万円未満			
	③ リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項)	② 3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	① 一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)
10万円未満			

: 申告の対象となる部分
 : 申告の対象とならない部分

(7) 太陽光発電設備等(再生可能エネルギー発電設備)に係る課税について

償却資産に該当する場合には申告していただく必要があります。(下表参照)

ア 設置者および発電規模別の課税区分

設 置 者	10kW 以上の太陽光発電設備	10kW 未満の太陽光発電設備
個人（住宅用）	<u>固定価格買取制度の認定を受けた資産は、売電するための事業用資産となり、償却資産として課税の対象</u>	<u>売電するための事業用資産とはみなさないため、償却資産としては課税の対象外</u>
個人（事業用）	事業の用に供している資産については、償却資産として課税の対象	
法人	事業の用に供している資産になり償却資産として課税の対象	

イ 発電に係る設備の家屋と償却資産の区分

太陽光パネルの設置方法	太 陽 光 発 電 設 備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※償却・・・償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

※家屋・・・家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

2 国 税 と の 主 な 違 い

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国 税 の 取 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦年(賦課期日制度)	事 業 年 度
減 価 償 却 の 方 法 (注1)	定率法(固定資産税定率法) 〔一般の資産は固定資産評価基準 別表第15に定められた減価率を 用いる(法人税法等の旧定率法で 用いる減価率と同様)〕	建物以外の一般の資産は定率法・定 額法の選択制 〔定率法の場合〕 平成19年4月1日以降取得分は 「定率法」 平成19年3月31日までの取得分は 「旧定率法」
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧 縮 記 帳 の 制 度 (注2)	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
耐 用 年 数 の 短 縮 増 加 償 却 (注3)	認められます	認められます
評 価 額 の 最 低 限 度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改 良 費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を 区分して評価)	原則区分評価 (一部合算も可)
即 時 償 却 資 産 (租 税 特 別 措 置 法)	申告対象	全額経費算入

(注1) 法人税等の減価償却の方法は平成19年4月1日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成19年3月31日までに取得した資産については、旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります。

(注2) 圧縮記帳の制度は認められないので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額を圧縮したものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

(注3) 耐用年数の短縮・増加償却を適用した償却資産

法人税法又は所得税法の規定による次の制度を適用した償却資産がある場合は、それぞれ必要な手続きを行ってください。

- ・耐用年数の短縮

償却資産申告書の「8 短縮耐用年数の承認」欄に「有」、種類別明細書の「摘要」欄に「耐用年数の短縮」を記載したうえで、「国税局長の承認通知書」の写しを添付し提出してください。

- ・増加償却

償却資産申告書の「9 増加償却の届出」欄に「有」、種類別明細書の「摘要」欄に「増加償却」を記載したうえで、「税務署長への届出書」の写しを添付して提出してください。

3 税額等の算出方法について

〈評価額の算出方法〉

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
$\text{取得価額} \times \left(1 - \frac{r}{2} \right)^*$ =取得価額×A	$\text{前年度評価額} \times (1 - r)$ =前年度評価額×B

* 破線枠内の数値処理は、三原市の電算システムにおいては少数点以下第4位を切り捨てています。

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で本ページ〈減価残存率表〉のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で本ページ〈減価残存率表〉のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得年月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

注意 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

〈減価残存率表〉

『固定資産評価基準』*別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応ずる減価率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前に取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前に取得のもの B			前年中取得のもの A	前年前に取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

*『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

〈課税標準額の算出方法〉

各資産の評価額を合算した額(決定価格)が課税標準額(1,000円未満切り捨て)となります。

課税標準の特例(12ページ)の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

〈税額の算出方法〉

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率(100分の1.4)} = \text{税額(100円未満切り捨て)}$$

・課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。

〈計算例(概算)〉

計算例は以下のとおりです。

なお、一般方法で申告される場合には、実際の評価計算については、三原市の電算システムで行いますので、算出する必要はありません。

資産の内容						
太陽光発電設備一式（パネル・架台・関連電気設備）の場合 ※フェンス・舗装等の構築物は、別途計上してください。						
取得年月		取得価額		耐用年数	償却限度額（取得価額×5%）	
令和6年6月		10,000,000円		17年	500,000円	
申告年度	残存率	特例	評価額	課税標準額	税 額	備 考
R7	0.936	なし	9,360,000	9,360,000	131,040	
R8	0.873	//	8,171,280	8,171,280	114,397	
R9	//	//	7,133,527	7,133,527	99,869	
R10	//	//	6,227,569	6,227,569	87,185	
R11	//	//	5,436,667	5,436,667	76,113	
R12	//	//	4,746,210	4,746,210	66,446	
R13	//	//	4,143,441	4,143,441	58,008	
R14	//	//	3,617,223	3,617,223	50,641	
R15	//	//	3,157,835	3,157,835	44,209	
R16	//	//	2,756,789	2,756,789	38,595	
R17	//	//	2,406,676	2,406,676	33,693	
R18	//	//	2,101,028	2,101,028	29,414	
R19	//	//	1,834,197	1,834,197	25,678	
R20	//	//	1,601,253	1,601,253	22,417	
R21	//	//	1,397,893	1,397,893	19,570	
R22	//	//	1,220,360	1,220,360	17,085	
R23	//	//	1,065,374	1,065,374	14,915	
R24	//	//	930,071	930,071	13,020	
R25	//	//	811,951	811,951	11,367	
R26	//	//	708,833	708,833	9,923	
R27	//	//	618,811	618,811	8,663	
R28	//	//	540,222	540,222	7,563	
R29	//	//	500,000	500,000	7,000	← R29以降は償却限度額に達して、取得価額の5%となります。
R30	//	//	500,000	500,000	7,000	
R31	//	//	500,000	500,000	7,000	

← R21 から一名義人につき、申告対象がこの資産のみの場合、免税点未満となります。

4 非課税となる資産

地方税法第348条（固定資産税の非課税）に該当する償却資産は、所定の手続きにより固定資産税が非課税となります。対象の資産を取得された場合は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当事項を記載し、非課税申告書類と共に提出してください。詳しくはお問合せください。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び本法附則第15条等の規定により次に掲げる償却資産（抜粋）については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の課税標準の特例欄に率を、摘要欄に該当条項を記載し、特例内容に係る資料と共に提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なもの）

適用条項	特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	適用期間
地方税法第 349 条の 3 の 4	被災代替償却資産	H30.7.5 ～ R7.3.31	1 / 2	4 年間
地方税法第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶		1 / 2	期限なし
地方税法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	水質汚濁防止法による汚水又は廃液 の処理施設	R6.4.1 ～ R8.3.31	1 / 2	期限なし
地方税法附則第 15 条 第 2 項第 5 号	下水道法による公共下水道を使用す る者が設置した除害施設	R6.4.1 ～ R8.3.31	4 / 5	期限なし
地方税法附則第 15 条 第 44 項	中小企業者等が本市商工振興課の認 定を受けた先端設備導入計画に基づ いて取得した設備等	R5.4.1～ R7.3.31 【賃上げ 目標無し】	1 / 2	3 年間
		R5.4.1～ R6.3.31 【賃上げ 目標有り】	1 / 3	5 年間
		R6.4.1～ R7.3.31 【賃上げ 目標有り】	1 / 3	4 年間

(記 載 例)

受付印		三原市長 年 月 日 岡田吉弘 様		令和 7 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		※ 所 有 者 コー ド 1234567	
所 有 者	1 (ふりがな) 住 所	① みはらしみなとまち 三原市港町三丁目5番1号 (電話 0848-64-2111)		3 個人番号又は 法人番号	③ *****	8 短期耐用年数の承認	有 ・ ●
	2 (ふりがな) 氏 名 法人にあつて はその名称	② みはらしやくしょ かぶしがいいしゃ 三原市役所 株式会社 代表取締役 三原 太郎 (番号 三原屋)	4 事業種目 (資本金等の額)	④ 製造業(〇〇製造) (100百万円)	9 増加償却の届出	有 ・ ●	
			5 事業開始年月	昭和60年10月	10 非課税該当資産	有 ・ ●	
			6 この申告に回答 する者の係及び 氏名	⑤ 経理課 三原花子 (電話 0848-64-)	11 課税標準の特例	有 ・ ●	
			7 税理士等の 氏名	⑥ 広島 次郎 (電話 0848-67-6039)	12 特別償却又は増価償却	有 ・ ●	
					13 税引会計上の償却方法	⑦ 定額法	
					14 青色申告	● ・ 無	
資産の種類		取 得 価 額				15 市 (区) ⑩ 本郷南六丁目3番10号	
		前年終りに取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 (イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)	町界内に ⑪ ① 知れる事業 ② 所有資産の ③ 所在地 ④	
1	構築物	⑥ 3,700,000	⑦	⑧ 1,480,000	⑨ 5,180,000	16 使用資産 ⑪ ① 株式会 社 三原リース	
2	機械 及び装置	210,800,000		18,800,000	229,600,000	(● ・ 無)	
3	船舶					17 事業用資産の 所有区分 ⑫ ① 自己所有・他家	
4	航空機					18 備考 (附付書類等)	
5	車両及び 運搬具					⑬	
6	工具、器具 及び備品	4,107,000	3,029,000	2,680,000	3,758,000		
7	合計	218,607,000	3,029,000	22,960,000	238,538,000		
資産の種類		評 価 額 (ホ)		取 得 価 格 (ヘ)	償 却 標 準 額 (ト)		
1	構築物						
2	機械 及び装置						
3	船舶						
4	航空機						
5	車両及び 運搬具						
6	工具、器具 及び備品						
7	合計						

記載する必要はありません。
ただし、自社の電算処理方法で全資産
申告される方は記載してください。

償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

- ① 住 所 住所及び電話番号を記載してください。
個人の場合は、代表者の住民票の住所を記載してください。
- ② 氏 名 氏名を記載し、ふりがなを付けてください。(押印は不要です。
また、個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を(屋号)内に記載してください。
- ③ 個人番号又は法人番号 同封の、令和7年度償却資産申告書(償却資産課税台帳)に、『*****』の表示がない方は、個人番号をご記入のうえ、2ページの「3番号法に定める本人確認の実施」の項目をご覧になり、各種本人確認資料を申告書とともに提出してください。(郵送による申告で、本人確認資料(写し)の返送をご希望の場合は、返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封してください。切手を貼った返信用封筒がない場合は返送することができません。)
- ④ 事業種目 業種は、具体的に良くわかるように記載してください。
- ⑤ この申告に応答する者の係及び氏名 この申告について、直接応答できる方の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥ 前年前に取得したもの(イ) 前年までに申告された資産の合計です。
今年、初めて申告される方は0になります。
- ⑦ 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に減少(売却・滅失・移動)したものの取得価額を資産の種類ごとに合計し記載してください。種類別明細書で申告する減少資産の取得価額と同じになります。ただし、今年、初めて申告される方は記載しないでください。
- ⑧ 前年中に取得したもの(ハ) 前年中に増加(新品取得・中古品取得・移動による受け入れ)したもの及び前年前に申告漏れになっていたものの取得価額を、資産の種類ごとに合計し記載してください。種類別明細書で申告する増加資産の取得価額と同じになります。
- ⑨ 計((イ)ー(ロ)+(ハ)) 令和7年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
- ⑩ 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 三原市内の資産の所在地を記載してください。なお、事業所等が1か所のみで、その所在地が「住所」と同じ場合は、記載不要です。
- ⑪ 借用資産 借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。また、「有」の場合は、貸主の氏名を記載してください。
- ⑫ 備考 次の事項等があれば記載してください。(添付した書類の名称。所有者の氏名又は名称等が変わった場合の旧名称・変更年月日。廃業・休業・移転等の年月日。共有者の方の住所・氏名。増減なし。該当資産なし。)また、2ページ、5に該当する場合も記載してください。

(記 載 例)

※所有者コード		※		令和7年度										所有者名		1枚のうち	
1234567				種類別明細書(増加資産・全資産用)										三原市役所 株式会社		1枚目	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	※課税標準の特例率	※課税標準の特例コード	※課税標準額	増加事由	⑧	摘要		
01	1		アスファルト舗装	1	R 6 2	980,000	10						①・2 3・4				
02	1		フェンス	1	R 6 5	500,000	10						①・2 3・4				
03	2		汚水処理装置	1	R 6 4	9,500,000	10			1/2			①・2 3・4	附則15-2-1			
04	2		太陽光発電設備一式	1	R 6 7	7,800,000	17						①・2 3・4				
05	2		機械プレス	1	R 6 12	1,500,000	8						①・2 3・4	R 7.1.1取得			
06	6		パソコン(即時償却)	1	R 5 4	280,000	4						①・2 3・4	申告漏れ			
07	6		応接セット	1	R 6 5	300,000	8						①・2 3・4				
08	6		熱蔵庫	1	R 6 7	2,100,000	6			1/2			1・2 3・4	被災代替			⑨
09													1・2 3・4				
10													1・2 3・4				
11													1・2 3・4				
12													1・2 3・4				
13													1・2 3・4				
14													1・2 3・4				
15													1・2 3・4				
16													1・2 3・4				
17													1・2 3・4				
18													1・2 3・4				
小 計				8		22,960,000											

(注)「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

増加資産の書き方

お送りしています種類別明細書(増加資産・全資産用)の用紙を使用して申告してください。

前年中(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで)において、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。
ただし、初めて申告される方は、令和7年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。(1月1日取得の資産は、前年の12月取得としてください。)

- ① 資産の種類 資産の種類は、つぎの数字を記載してください。
1＝構築物、2＝機械及び装置、3＝船舶、4＝航空機、5＝車両及び運搬具、6＝工具、器具及び備品
※上記に分類されない「建物」や「建物附属設備」で経理されている資産で、償却資産の課税客体となるものについては、「1」を記載してください。
- ② 資産の名称等 資産の名称は、漢字・ひらがな・カタカナ・記号を使用してください。
- ③ 数 量 資産の数量を記載してください。
- ④ 取得年月 資産を取得した年月を「年号／年／月」で記載してください。
年号は次のアルファベットで記載してください。(昭和－S、平成－H、令和－R)
- ⑤ 取得価額 資産の取得された価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。
※ ただし、申告漏れや移動受け入れによって、今回、三原市に初めて申告される資産がある場合は、従前の耐用年数と改正後の耐用年数が分かるように、「改正前耐用年数→改正後耐用年数」の形式で記載してください。
- ⑦ 増加事由 該当する事由の番号を記載してください。(1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受け入れ 4 その他)
- ⑧ 摘要 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 平成30年7月豪雨災害により被災した資産に替わり令和6年1月2日から令和7年1月1日の間に新たに取得した資産(被災代替)は、課税標準の特例率欄に【1 / 2】を記載し、摘要欄に【被災代替】と記載してください。
併せて、被災代替償却資産特例申告書及び代替償却資産対照表(いずれも、三原市ホームページ「組織：財務部 資産税課」に掲載)を提出してください。

(記 載 例)

※		所 有 者 コ ー ド		※		令和 7 年度		種類別明細書(減少資産用)		所 有 者 名		1 枚のうち	
		1234567								三原市役所 株式会社		1 枚 目	
①	行 番 号	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	②	数 量	取 得 年 月	③	取 得 価 額	耐 用 年 数	④	減 少 の 事 由 及 び 区 分	⑤	摘 要
					年 号	年	月				1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
01	1		アスファルト舗装	1	H	20	9	1,433,000	10		1・2・3・4	1・2	
02	1		防壁	1	H	22	6	2,267,000	30		1・2・3・4	1・2	
03	2		施盤	2	S	62	7	200,000,000	9		1・2・3・4	1・2	
04	2		フライス盤	1	S	61	10	7,800,000	9		1・2・3・4	1・2	
05	2		ボール盤	1	H	1	4	3,000,000	9		1・2・3・4	1・2	
06	6		測定工具	4 5	S	60	9	72,000 90,000	5		1・②・3・4	1・②	一部減少4台減失
07	6		熱蔵庫	1	S	63	12	2,330,000	6		1・2・3・④	①・2	代替による
08	6		キャビネット主として金属製のもの	5	H	1	4	120,000	15		1・2・3・4	1・2	
09	6		ネオンサイン	1	H	16	11	890,000	3		1・2・3・4	1・2	
10	6		パソコン	1	H	17	5	150,000 200,000	4		1・2・3・④	1・②	価額の一部減少のみ
11	6		コピー機	1	H	19	2	257,000	5		①・2・3・4	①・2	三原商事へ売却
12	6		コピー機	1	H	20	3	220,000	5		1・2・③・4	①・2	尾道市へ移動
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
				小 計	⑥	7 8		⑥	3,029,000 218,607,000				

第二十六号様式別表(提出用)

(注) 一部減少した資産を申告する場合は、「減少区分」欄の2を○で囲み、減少する「数量」及び「取得価額」を各欄に記入してください。

減少資産の書き方

お送りしています種類別明細書(減少資産用)の用紙を使用して申告してください。

前年までに申告された内容を印字してありますので、前年中(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで)において、売却、滅失、他市町村への移動等で減少した資産について、朱書きで記載していただきますようよろしくお願いします。

- ① 行 番 号
- 減少した資産の行番号を○で囲んでください。
- ② 数 量
- 数量が減少する場合は、印刷してある数量を二重線で消し、減少した数量を記載してください。(例：行番号6)
- ③ 取 得 価 額
- 資産が一部減少した場合に、取得価額を二重線で消し、その減少した価額を記載してください。(例：行番号10)
- ④ 事 由
- 該当する事由の番号を記載してください。(1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他)
- ⑤ 摘 要
- 移動した場合は移動先の市町村名を、売却した場合は売却先を記載してください。
また、平成30年7月豪雨災害により被災した資産で、代替のために除却した場合は【代替による】と記載してください。
- ⑥ 小 計
- 取得価額の小計が記載されている場合は、二重線で消し、減少した数量及び減少した取得価額の合計を記載してください。
なお、合計額を申告書の「前年中に減少したもの(ロ)」の合計額に記載してください。